福祉車両利用料金助成事業とは

　那須塩原市社協では、車いすを使用しなければ移動が困難な方の社会参加支援のために福祉車両利用料金の一部を助成します。通院、外出、旅行などにお使いいただけます。

　ご利用には申請が必要になりますので、社協窓口へ申請をお願いします。

利用対象者

　那須塩原市内にお住まいの方で、障害のある方、歩行困難な高齢者、怪我をした方等の車いす使用者。

助成利用にあたって

- 福祉車両を御利用後、利用料金の全額をレンタカー業者等にお支払いいただきます。助成金の申請にはレンタカー業者等の領収書が必要ですので保管をお願いします。

- 福祉車両利用料金助成申請書（様式１号）に必要書類（レンタカー等借用契約書の写し他）を添えて那須塩原市社会福祉協議会（本所及び支所）に提出してください。
  ※　決定まで数日かかります。

- 申請が適切な方には福祉車両利用料金助成申請結果（承認）通知書が送付されます。

- 社協窓口に助成金請求書（様式３号）を提出してください。後日、金融機関振込みにて決定額を助成します。

  ※　福祉車両とは、車いす乗降装置（リフト・スロープ等車いすに座ったまま乗り降りできる装置）付きの普通自動車及び軽自動車のことをいいます。

  ※　1回あたり 5,000 円が上限で、助成回数には上限があります。

  ※　申請書、助成金請求書は、本所・黒磯支所・塩原支所のどこでも受付できます。